

なぜ、どのような経緯で NISA が導入されたか？

金融調査部 制度調査担当部長 吉井 一洋
研究員 是枝 俊悟

2014年1月1日からスタートしたNISAですが、導入までの制度設計には紆余曲折がありました。NISAの導入は、上場株式の配当・譲渡益の10%税率の引上げと切っても切り離せない関係があります。今回は、NISA導入の経緯について解説します。なお、本レポート内の税率には、復興特別所得税を含んでいません。

1 日本版ISA構想の登場

(1) 背景となった証券税制改正

NISA導入の経緯を理解するためには、証券税制の変遷を理解する必要があります。

2002年までは、上場株式等の譲渡益については26%の税率の申告分離課税と売却益ではなく売却額の1.05%を源泉徴収する源泉分離課税の選択制でした。この旧税制下において、源泉分離課税の廃止が課題として挙げられていました。

2001年10月の証券税制改革と2003年度税制改正により、上場株式等の税制が大幅に変わりました¹。その際に、上場株式等の配当と譲渡益の税率を本則20%とし、「現下の株式市場の状況をかんがみ、早期に長期安定的な『投資』の定着を図るためのインセンティブとして」²、2008年(度)までの5年間の時限措置として10%の税率が導入されました。

その後、10%の税率は、2007年度税制改正で1年間延長された後、2008年度の税制改正では、2009年から廃止することとし、2年間の経過措置を設けることとされました。具体的には、2009年・2010年の2年間は年100万円以下の配当・年500万円以下の譲渡益は税率10%、それらを超える配当・譲渡益は税率20%とし、かつ、確定申告が必要となるスキームとなっていました。

年間で一定の限度額を超えた分の配当・譲渡益について税率が上がるというのは、制度として複雑です。年間の配当・譲渡益が限度額を超過した場合は、税務署に確定申告に行かなければならなくなることに加え、これらを申告することにより社会保険料が大きく増加することが多く、社会保険料を

1) 上場株式等の譲渡益課税について申告分離課税制度(特定口座内であれば源泉徴収+申告不要)、配当について(金額にかかわらず)源泉徴収+申告不要というしくみになったのが2003年(度)からです。さらに、2008年度の税制改正で、上場株式等の配当に申告分離課税が導入され、譲渡損益との通算が可能となりました。

2) 大蔵財務協会『改正税法のすべて(平成15年版)』p.58より。

考慮すると、配当・譲渡益の税率が20%相当以上になるケースもありました³。

配当が年100万円超というのは、毎月分配型の投資信託でいえば、普通分配金を毎月9万円ずつ受け取れば超過してしまいます。高齢者が毎月分配型で退職金を運用している場合などは、一般的な家庭でも容易に超過する水準であったため、これが大きな問題となりました。

(2) 証券マル優構想

そこで、2008年5月に、自由民主党の「高齢者の安心と活力を強化するための合同部会」が、高齢者が受け取る上場株式等の年100万円以下の配当、および年500万円以下の譲渡益について非課税とする「高齢者投資マル優制度」の導入を提案しました⁴。さらに、同年8月には、自由民主党の麻生太郎幹事長（当時）が1人あたり300万円までの株式投資について配当を非課税とする「証券マル優制度」（仮称）の創設を提案しました⁵。この証券マル優が、日本版ISA（NISA）の議論の発端となるものです。これを受けて金融庁は、2009年度税制改正要望として、高齢者投資非課税制度と日本版ISAの創設を要望しました。前者の内容は、高齢者が受け取る上場株式等の年100万円以下の配当及び年500万円以下の譲渡益を、少なくとも2年間非課税とするもの、後者の内容は、10年間の時限措置として、毎年一定額（例えば100万円）までの上場株式等の投資に対する配当を非課税とするというものでした⁶。金融庁の税制改正要望の検討の過程で、証券界の一部からは、既存の特定口座を活用し年間一定額の利益まで非課税とする制度も提案されましたが、既存口座の活用ではなく、新しい資金の流入に資する新制度を設けたい等の理由で、金融庁の要望では、上述の内容を要望することになりました。

その後10月に公表された証券界の2009年度の税制改正要望では、上場株式等の税率について上限無しに10%とすることと共に、英国のISA等を参考にした上場株式等の非課税制度の導入が盛り込まれました。ただし、金融庁の要望とは異なり、配当だけではなく譲渡益も非課税とすることが盛り込まれていました。

(3) 日本版ISA導入へ

これを受けて、当時の与党（自由民主党・公明党）の「平成21年度税制改正大綱」では、「現下の経済金融環境にもかんがみ」⁷、上場株式等の10%税率については、適用上限を撤廃し、2011年末まで3年間単純に延長することとされました。それと共に、上場株式等の税率が20%に引き上げられる2012年からは日本版ISAを創設することが盛り込まれ、2010年度税制改正により法制上の措置を行うこととされました。大綱で示された日本版ISAのスキームは、上場株式・公募株式投資信

3) 是枝俊悟「新証券税制で税・社会保険料負担はどれだけ変わるのか」、『週刊金融財政事情』2008年10月13日号、pp.50-54 参照。

4) 2008年5月29日の日本経済新聞朝刊、30日の夕刊などを参照。

5) 2008年8月10日付日本経済新聞朝刊1面など参照。

6) 金融庁「平成21年度税制改正要望項目」（平成20年8月）参照。

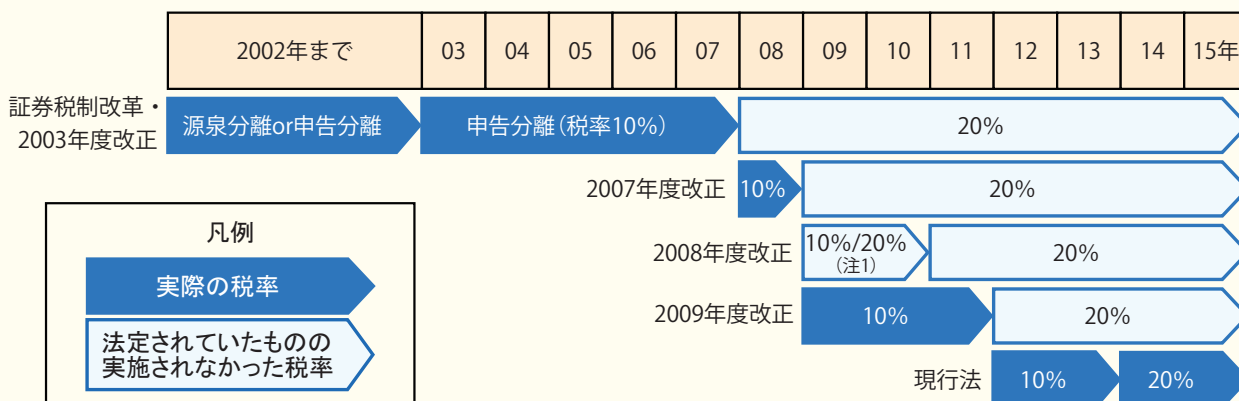
7) 自由民主党「平成21年度税制改正大綱」（平成20年12月12日）pp.5-6より引用。

託を対象とし、年間 100 万円までの投資について、配当・分配金及び譲渡益を 10 年間非課税とするものでした。ただし、5 年間の時限的措置とされており、非課税投資額の最大累計額は 500 万円（100 万円×5 年間）とされていました。即ち、日本版 ISA は、上場株式等の 10% 税率の廃止に伴う激変緩和のための時限措置として導入することが想定されていました。

その後、2009 年 8 月の衆議院選挙で政権交代が起こり、民主党中心の政権の下で 2010 年度税制改正が行われました。その際、最大累計投資額の 500 万円という水準が問題視されました⁸。結局、投資を行える期間が 5 年から 3 年に短縮され、最大累計投資額を 300 万円（100 万円×3 年間）に縮小することで日本版 ISA の導入が法定化されました。上場株式等の 10% 税率を廃止し、本則の 20% に引き上げる際の激変緩和措置としての意味合いが一層強く出ることとなりました⁹。

翌年の 2011 年度税制改正では、2011 年末で期限切れとなる 10% 税率の延長の是非が議論されました。結局、「景気回復に万全を期すため」¹⁰、10% 税率が 2013 年末まで 2 年間延長された一方で、同時に激変緩和措置としての性格を持った日本版 ISA の導入も 2 年延期されることとなりました。

図表 1 上場株式等の譲渡益課税の推移



(注1) 年間の譲渡益の金額により10%または20%の税率を適用するものとしていた（本文参照）

(注2) 配当課税の税率についても譲渡益課税と同様に改正されてきた（ただし、施行時期に暦年と年度の違いがある場合がある）

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

2 成長戦略としての NISA(日本版 ISA)

2013 年度の税制改正の際には、日本版 ISA の制度設計が成長戦略の観点から見直されました。

2012 年 7 月に閣議決定された「日本再生戦略」では、「分散投資の促進等による普及・拡充や国内外の資産への長期・分散投資による資産形成の機会を幅広い家計に提供する観点から日本版 ISA について所要の検討を行い、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給

8) 2009 年度第 13 回税制調査会（2009 年 11 月 26 日）議事録参照。

9) 2009 年度第 18 回税制調査会（2009 年 12 月 3 日）議事録参照。

10) 「平成 23 年度税制改正大綱」（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定）p.14 より引用。

拡大を図る」¹¹⁾ことが記載され、2020年までに実現すべき成果目標として、日本版ISAの投資総額25兆円が掲げられました。9月に公表された金融庁の税制改正要望では、日本版ISAを恒久化する一方で、富裕層を過度に優遇する結果とならないよう、非課税運用期間を10年から5年以上(したがって、非課税投資の累計は500万円以上)とすること、投資対象を上場株式・公募株式投資信託だけでなく、公社債・公社債投資信託まで拡大することなどが盛り込まれました。

2012年12月の衆議院選挙を経て、自由民主党・公明党政権に交代しても、日本版ISAの位置づけを、10%税率引上げの激変緩和措置から個人の資産形成の中核的なツールに変更する方針は引き継がれました。この結果、2013年度税制改正で日本版ISAにおける新規投資を行える期間が3年から10年に延長、非課税投資期間は10年から5年に短縮され、累計非課税投資額の上限を500万円(100万円×5年)とする現在のNISAのスキームが出来上がりました。

少額投資非課税制度については、これまで「日本版ISA」のほか、「投資マル優」など金融機関各社などにより様々な名称で呼ばれていました。しかし、無用の混乱を避け、新制度の普及を促進するため、2013年4月30日に日本証券業協会や全国銀行協会などで組織する「日本版ISA推進・連絡協議会」の決定により、愛称を「NISA(ニーサ)」として統一することになりました。

図表2 NISA(日本版ISA)のスキームの変遷

	2009年度 税制改正大綱	2010年度 税制改正	2011年度 税制改正	2013年度 税制改正
当時の政権の 中心政党	自由民主党	民主党		自由民主党
導入時期	2012年～ (10%軽減税率 が廃止され 20%本則税率 が実現する際に)	2012年～ (上場株式等に 係る税率の 20%本則化に あわせて)	2014年～ (経済金融情勢が 急変しない限り 確実に実施)	2014年～
新規投資が できる期間	5年間	3年間	3年間	10年間
投資対象	上場株式等			
非課税対象	配当・譲渡益			
非課税投資期間	10年間	10年間	10年間	5年間
年間最大投資額	100万円			
累積最大投資額	500万円	300万円	300万円	500万円

政策効果を見極める
試験期間として
3年間に

10%税率2年延長
に合わせて、
2年延期

成長戦略に資
するべく
10年間に延長

(注) 以前までと比べスキームの変更(改正)が行われた箇所を網掛けとしている
(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

11) 『日本再生戦略』について(平成24年7月31日閣議決定) p.41より引用。

3 まとめ

2003年（度）から、上場株式等の配当・譲渡益に対する税率を本則としては20%としつつも、投資の定着を図るための施策として、期間限定として10%とする施策が実施されました。この10%の税率は適用期限の延長を重ねてきましたが、2013年末をもって廃止されました。

NISAは、2013年度税制改正の見直し前の段階では、この10%の税率を廃止し税率を20%に引き上げる過程での激変緩和措置として位置づけられており、新規投資ができる期間は3年間、累積最大投資額は300万円と小粒な制度とすることとされていました。

しかし、導入に至る過程において、NISAは、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図るための中核的なツールとして位置づけられ、2020年までの数値目標も定められました。2013年度税制改正で新規投資ができる期間は10年間、累積最大投資額は500万円と拡充された上で、2014年からいよいよスタートするに至りました。現在の制度も時限的措置ではありますが、制度の普及の度合いによっては将来的には恒久化される可能性も見据えているものと思われま

NISAについては下記のような不便な点があります。

- 同一勘定設定期間内（最長4年間）における口座開設金融機関の変更ができない
- 一度開設したNISA口座を廃止した場合、同一勘定設定期間内の再開設ができない

そこで、2014年度税制改正大綱では、NISAの利便性向上のため、下記の見直しを行うこととしていきます。2015年1月1日以後に手続を行う場合に適用されます¹²。

- ①一年単位で、NISA口座を開設する金融機関の変更を認めること。
- ②NISA口座を廃止しても、翌年以降にNISA口座を再開設することを認めること。

（次回予告：英国のISAとの制度比較）
以上

12) 吉井一洋「平成26年度税制改正大綱（証券・金融）」（2014年1月7日）参照
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140107_008077.html